

AI ネットワーク社会推進会議
AI 経済検討会（第 13 回）／データ専門分科会（第 9 回）
合同会議 議事概要

1. 日時

令和 2 年 12 月 2 日（水）16：00～18：00

2. 場所

オンライン開催

3. 出席者

（1）AI 経済検討会構成員

岩田座長、石井構成員、大橋構成員、喜連川構成員、久保田構成員、桑津構成員、立本構成員、根本構成員、原田構成員、山口構成員

（2）データ専門分科会構成員

大橋主査（AI 経済検討会構成員）、立本主査代理（AI 経済検討会構成員）、荒井構成員、生貝構成員、伊藤構成員、高口構成員、高崎構成員、高野構成員、平井構成員、渡辺構成員

（3）総務省

谷脇総務審議官、巻口国際戦略局長、竹村官房総括審議官、辺見官房審議官、飯田国際戦略局情報通信政策総合研究官、岡本国際戦略局国際経済課多国間経済室長、高地情報通信政策研究所長、尾川情報通信政策研究所調査研究部長、本間情報通信政策研究所情報通信政策総合研究官、松岡情報通信政策研究所情報通信政策総合研究官、小林情報通信政策研究所調査研究部主任研究官

（4）AI 経済検討会オブザーバー

須藤 AI ネットワーク社会推進会議議長、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、消費者庁、個人情報保護委員会、経済産業省、情報通信研究機構、産業技術総合研究所

4. 議事概要

（1）事務局からの説明

事務局より、資料 1 に基づき、今後の検討事項及び検討の進め方等について説明が行われた。続いて、資料 2 に基づき、データの経済価値に関する論点等について説明が行われた。また、伊藤構成員より、11 月に実施された OECD デジタル経済政策委員会（CDEP）デジタル経済計測分析作業部会（MADE）会合について報告が行われた。

(2) 事務局からの説明及び特別寄稿執筆者からの補足説明

事務局より、資料3に基づき、座長・構成員等からの学術雑誌『情報通信政策研究』への特別寄稿について説明が行われた後、各執筆者より補足説明が行われた。

(3) 意見交換

議事(1)及び議事(2)について

【岩田座長】

- ・ 参考資料について補足説明はあるか。

【事務局】

- ・ 参考資料3として、昨期の企業アンケート調査の調査票をお示ししている。今期のアンケート調査票についてはこれから検討していくが、昨期の調査票が議論の出発点になるものと考えている。
- ・ 参考資料4は、先月11月12日に開催されたAIネットワーク社会推進会議/AIガバナンス検討会の合同会議においてお示したものである。同会議では、主にAIの開発・利活用について倫理的な観点からご検討いただいております。本資料はそれに関連する国内外の動向や国際的な議論の動向についてお示ししている。
- ・ 本検討会/専門分科会のテーマである経済やデータに関連するものとしては、例えば英国の情報コミッショナーズオフィスが「AIとデータ保護に関するガイダンス」を公表していること、また、Global Partnership on AI (GPAI) においてデータガバナンス、仕事の未来、イノベーションと商業化といったテーマで議論が行われていることなどが挙げられる。

【岩田座長】

- ・ 英国の情報コミッショナーズオフィスの「AIとデータ保護に関するガイダンス」について、これはデータそのものというより、むしろ自動運転のようなAIの使い方に関する観点だと思われ、私が非常に心配しているのが、兵器の自動化である。米国のNIST(国立標準技術研究所)は高度技術の標準化に取り組んでおり、特にサイバー攻撃について議論しているが、日本の企業はNISTの要求する標準になかなかついていけないという話を聞いている。特に米中の対立を考えると、この二点が昨今では重要な問題であろう。
- ・ 伊藤構成員からOECDの取組について御報告があったが、事務局として、国際的な議論への貢献について、どう考えているか。

【事務局】

- ・ データの経済価値に関する検討については、国際的にも積極的に発信していきたいと考えている。OECD MADE 会合において、総務省からプレゼンした英訳資料については、すでに総務省ホームページに掲載している。また、AI経済検討会報告書についても、OECD事務局をはじめ国際的な関心が高い旨は承知しており、英訳を作成し、今後も積極的にインプットしていきたい。

【岩田座長】

- ・ 資料2で、定点観測化に向けた検討として、AI や IoT 等の技術の活用状況を把握するための指標がいくつか挙げられており、いずれも重要な論点だと思う。その中で、データ利活用の組織体制に関する指標として、専門部署や従業員の有無等について調査をすることが挙げられているが、すでにこういった組織体制を整えているような企業、組織はあるか。

【事務局】

- ・ 分かりやすいところと言えば、チーフデータオフィサーのような役職を設けている企業もあろう。企業によって、具体的な体制やどういった人員がいるかという点については様々な特色があると思うが、そのような体制を整備しているかという観点が、一つの切り口になり得ると思っている。

【高崎構成員】

- ・ 昨期の検討では、データを生産要素の一つのインプットとして考え、企業の生産性をどのように向上させているかという分析を中心に行ったが、データというのは、データマーケットの中で最終消費財として扱われており、それがどのようなメカニズムで価格設定されているかは、まだよく分からない部分である。多数の企業にアンケートするので、こういった観点からもデータを集めて、分析に取り入れていただければと思う。

【事務局】

- ・ 最終消費財としての値付けという観点では、日本経済新聞に高口構成員と日本経済研究センター小津主任研究員が書かれた論稿を資料3-6として掲載している。

【高口構成員】

- ・ 資料3-6は、令和2年11月24日の日本経済新聞「経済教室」の記事である。データが最終消費財として扱われる際、データ単体として最終消費財となる場合もあれば、データが活用されたサービスとして最終財となる場合もあり、その後者の例について取り上げた。この記事では、医療データを活用し、個人にカスタマイズされた医療健康アドバイスというサービスがどれぐらいの金銭評価になるかというものを実証的に分析した結果の概要を記している。
- ・ 結論としては、国民全体でこのようなサービスを提供しようとする、プライバシー等の懸念から抵抗感が非常に大きく、サービスとしては成立しにくいだろうと述べた。他方で、健康に意識があるような層にターゲットを絞ってこのようなサービスを展開すると、プライバシーに対する懸念による抵抗感はあるけれども、個人情報保護の制度を整備して対応すれば、お金を払ってでも、自身の医療データや健康診断データ等を渡してサービスを受けたいという意思が見られ、プラスの価値があると言える。この実証分析では、一回あたり360円ぐらいのサービスになると考えられ、概算すると200億円程度の規模の市場として成立するのではないかと推計している。

【高野構成員】

- ・ データ資産の資本ストック化を考えているということだが、資本ストックをつくる際に論

点になるのは、資本の減耗をどう考えるかということだと思う。例えば、アンケートを行う際に、何年前までのデータを使用しているかを聞くことによって、どれぐらいのスピードで減耗しているかということが分かるのではないか。

- ・ 先ほど、OECD MADE に関して、伊藤構成員から、米国ではすでにデータの資本ストック化について議論されているという話があったので、その辺りについて何かもし議論があれば、御紹介いただければと思う。

【伊藤構成員】

- ・ 減耗率をどのように推計するかという点について、先ほど御紹介したデータ価値の代理変数に組織資本ストックを採用したアメリカ BEA（経済分析局）の研究者の報告では、組織資本ストックの測定に不可欠な減耗率を推計するに当たり、forward looking profit model というモデルを開発している。投資によって将来いくら稼ぐかということを考慮したモデルであり、売上高のデータと投資額の代理変数として販売費及び一般管理費を用いて、組織資本ストックの減耗率を推計していた。

議事（3）について

【根本構成員】

- ・ 岩田座長も特別寄稿において書かれていたところで少し気になるのが、パーソナルデータに所有権の概念を入れることについては諸説ある点である。利用権にとどまる等、考え方は様々存在し、また場面によって取扱いを変えているのが現状ではないか。
- ・ 関連して、先ほどの補足説明で高口構成員から、公正取引委員会のパブリックコメントに対して経団連が反対意見を提出したという御指摘があった。経団連としては、データが経済的価値を有すると判断した根拠が示されなかったということと、データが経済的価値を持つことを客観的に測定・検証可能な形で示されないままに、いきなりガイドラインとして出そうになった点に対して反対意見を表明したものである。とりわけ、公正取引委員会は、仮に個人情報の経済的価値が測定可能であるとすると、それに応じて課徴金をかけるという論調になってくるので、データの経済的価値は検証可能な形で示されなければならないとコメントした。
- ・ 個々のデータ単体ではほとんど価値を持たないが、集合体として価値を持つことは当然あり得、また場面によっても、価値が異なってくるものであろう。したがって、マーケットによって大きく対応が変化する財であると言えるであろう。

【岩田座長】

- ・ 大きな論点として、個人データは誰が持っているのか、所有権はどうなのかという議論がある。例えばアメリカでは、個人データでも企業が保有していれば事実上企業の財産と位置付けられているように理解している。経済学的な観点から考えると、資源の最適な配分について、個人データの所有権が個人に属する場合の方が経済全体の効率が高くなるという論文がある。
- ・ デモクラティックな社会では、自身のデータを利活用する選択が個人に委ねられることが望ましい。現実には、先ほど御指摘があったように、企業の財産とも、個人が所有するデータとも必ずしも言えないのであろうが、経済全体の効率性、最終的にはデータの自由な

流通によって経済的な効率を高めるという観点、民主主義社会という二つの点から考えると、個人がデータを所有して使い道をコントロールするほうが望ましい。また、フランスでは、個人データといってもそれは全体の共有財であるとして、社会的目的のための財として考えると良いとされている。これからの社会の在り方を考える上で重要なポイントであろう。

【高口構成員】

- ・ 寄稿論文では、今回の公正取引委員会のパブリックコメントへの経団連の意見について、価値の算定が可能であれば、検証可能な形で示す必要があるという指摘が重要であるという点を記述している。他方で、公正取引委員会は、算定方法いかににかかわらずという返答をしているので、算定方法は明らかにしていかなければいけないだろうと同意するところである。
- ・ 経団連から提出された意見の中で、個人情報価値を有するとの合理的根拠が見当たらないと考える、という記載があるが、このAI経済検討会やデータ専門分科会におけるこれまでの分析、あるいは今回他の寄稿論文の研究等、種々の実証研究があるので、断片的には、個人情報の経済的価値というのは示されてきているのであろうと思う。ただし、一般的、普遍的、客観的な算定方法というのは、まだまだ構築されておらず、そこをクリアにしていかなければいけないということには同意するところである。従って、先ほどの御指摘のように、ここでの議論が課徴金につながるとか、あるいはデジタル課税としてどう課税していくかという議論には、課題が多数残っているのではないかと思う。

【根本構成員】

- ・ 岩田座長の御指摘は、恐らく、個人情報のコントロール権と言われる部分で、所有概念をそこに入れると、排他性を用いかねないという議論になるケースがある。経済学の話とは少し異なる分野での議論になるので、この辺りについては、使う場面によって用法がかなり異なってくるのではないかと思う。私どもとしても、個人の同意に基づいてデータの活用をしていくということについては、当然やらなければいけないことであり、現時点でもその方向性で対応していくべきと思っている。
- ・ 民間企業の話もあったが、行政や公的な部門において、個人が自分のデータを閲覧すらできない、取得すらできないという事例がいくつかある。公的部門であっても、個人のデータを当面の間開示しないという事例もあり、そういう意味においても、所有権概念をここに入れると、非常に困った事態が発生する可能性があると考えている。
- ・ 高口構成員の御指摘については、そのとおりだと思う。規制官庁が主体となって経済的価値と発言すると、民間企業としてはどうしても課徴金の話につながることを前提として考えざるを得ない。

【石井構成員】

- ・ 個人データの所有権に関し、根本構成員の御指摘のように、所有権という言葉を使用すると、法的には物権的な権利のように評価されてしまい、排他的な支配性や自由譲渡性など物権特有の性質を議論しなければならなくなってくる。そういう議論を回避しつつ、経済的な価値を持つ個人データの流通を、どのように評価していくかということを考えると、

契約上の財産的な権利として取引対象として見るができるということで、所有権という言葉ではない方が良いのではないか。

- ・ 岩田座長、高口構成員のご寄稿やコメント等でもあったが、データの、特に個人に関する情報の自由な流通と保護のガバナンスを考えると、最近では競争法、消費者保護、個人情報保護法が交錯する部分が出てきているというのが、私の認識である。その典型的な例として、データポータビリティ権があり、個人を基点としたデータの移転を促していくという仕組みであるが、これが競争促進効果を持つかもしれないということで、競争法、消費者保護法、個人情報保護法が、協調的に関わり合うことができる仕組みになってくるのではないかと思われる。個人に関する情報の保護と、データの自由な流通のバランスを図っていく上では、個人情報保護の観点だけでなく、経済法の観点、消費者保護の観点が重要になってきている。
- ・ 高口構成員のご寄稿の中にも記載があるが、個人情報保護法制においても、公衆衛生の向上、児童の健全な育成、人の生命・身体・財産の保護など、すでに制度上公益性の思想が含まれていると思う。ただ、本人の同意なく使えるようにすべきだという点を一般論として論じてしまうと、公益性とは何かということが問題になり、公益性のある利用だから、それがあから個人情報保護は後退して良いという議論になりかねない。従って、公益性のある、公共的な目的による個人情報の利用については、個別具体的なケースに落とした議論が必要だと感じた。

【岩田座長】

- ・ 所有権に関連する御意見について、データの法律上の扱いとして、知的財産権があるということは、まだ確立されていないのではないか。もう一点として、GAF A の時価総額は非常に大きいですが、その大多数は無形資産によるものであり、AI とデータが中心的な役割を果たしているのだと思うが、実際に所有あるいは利用しているデータにいくら価値があるのかという点については、ディスクローズしていない。
- ・ 本日、構成員から様々なご意見をいただいたように、データに関する論点はまだ多数あるが、経済学的な観点からは、経済にとってデータがどのような形で利用されるのが最適かという問題提起が重要である。
- ・ 競争法との関係について、EU が 2019 年に “Competition Policy for the Digital Era” という報告書を出している。構成員からも御指摘があったように、個人がデータをどこに所属させるかコントロールできるということが、GAF A に対する一番有効な政策だと述べられている。ポータビリティ、あるいはインターオペラビリティのように、個人のコントロール権を徹底するということが、適切な競争政策であろう。
- ・ イノベーションを促進していく観点も同時に考えていくべきであり、競争を維持することが、そのために必要である。英国ではこうした認識が非常に強く、オープンバンキングシステムにより、フィンテック企業と既存の銀行の間で情報格差をなくしていくという考えが基本にある。

【高崎構成員】

- ・ 先ほどの石井構成員の御指摘のように、所有権・プロパティという言葉、個人情報、データの文脈で使用すると、非常に混乱を招くので、近年の様々な文獻においては、オーナ

ーシップという言葉を使用し、排他的な権利ではないと明確に区別をした形で、どのように利益のバランスを取っていくか、という議論を中心になされているように思う。

【生貝構成員】

- ・ 今の高崎構成員の御意見と重なる部分が多いが、広い意味でのオーナーシップというものを、どう排他的ではない形で設定していくか。特にこれからは産業データや非個人データに関わる問題が、論点として非常に大きくなっていくのではないかと思う。欧州では、BtoBの契約においても、例えば大企業やプラットフォーム企業等による競合性データの一方的な取得等を抑止するために、ある種の契約を導入することも含めて検討が進められているところである。最終的なデータコントロール権をどのようにデザインしていくか、法的な観点もこの文脈においては重要な論点になっていくのではないか。

【大橋主査】

- ・ 本日は非常に多様な御議論をいただいた。今後のデータ専門分科会においても、本日いただいた御指摘を含め、データガバナンス等、様々な論点があろうかと思うので、どこまで scope を広げられるかという点はあるが、できるかぎり有益な形で、また AI 経済検討会の場にお諮りできればと思っている。

以 上